

主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要

(2020 年 1 月現在)

	日 本		ア メ リ カ		イ ギ リ ス		ド イ ツ		フ ラ ン ス	
給与所得 課税	総合課税	10～55% 〔所得税:5～45% + 個人住民税:10%〕	総合課税	連邦税:10～37% + 州・地方政府税	総合課税	20、40、45%	総合課税	0～47.475% 〔所得税:0～45% + 連帯付加税: 税額の 5.5%〕	総合課税	9.7～54.7% 〔所得税:0～45% + 社会保障関連諸税: 9.7%〕
利子課税	源泉分離 課税	20% 〔所得税:15% + 個人住民税:5%〕			段階的課税 〔分離課税〕	10、20、40、45%	申告不要 〔分離課税〕 ※総合課税も 選択可	26.375% 〔所得税:25% + 連帯付加税: 税額の 5.5%〕	分離課税 と総合課 税との選 択	(分離課税) 30% 〔所得税:12.8% + 社会保障関連諸税: 17.2% 又は (総合課税) 17.2～62.2% 〔所得税:0～45% + 社会保障関連諸税: 17.2%〕
配当課税	申告分離と 総合課税と の選択	(申告分離) 20% 〔所得税:15% + 個人住民税:5%〕 又は (総合課税) 10～55% 〔所得税:5～45% + 個人住民税:10%〕	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	連邦税:0、15、20% + 州・地方政府税 ※株式譲渡益は、12 ヶ 月以下保有の場合、 総合課税(10～37% +州・地方政府税)	段階的課税 〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%				
株式 譲渡益 課税	申告分離 課税	20% 〔所得税:15% + 個人住民税:5%〕			段階的課税 〔分離課税〕	10、20%				

(注1) 日本では、特定公社債等の利子等については、20%(所得税 15%、個人住民税 5%)の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象となる。日本の配当課税は、源泉徴収(20%(所得税 15%+個人住民税 5%))のみで申告不要を選択することも可能。なお、本資料は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものである。日本の株式譲渡益課税は、特定口座において源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注2) アメリカでは、配当課税は、適格配当(配当落ち日の前後 60 日の計 121 日間に 60 日を超えて保有する株式について、内国法人又は適格外国法人から受領した配当)についてのものである。給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる(ニューヨーク市の場合、州税:4.00～8.82%、市税:2.7～3.4%+税額の 14%の付加税)。

(注3) イギリスでは、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が 25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。